

栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）の概要について

1. 改定のポイント

- （１）平成２６年９月に策定した栃木市新型インフルエンザ等行動計画について、新型コロナウイルス感染症の対応や関係法令等の改正を踏まえ政府行動計画及び県行動計画が改定となったことから、これらの計画との整合性を図る。
- （２）有事の際に迅速に対応できるよう平時（準備期）の取組を充実。
- （３）対策項目を現計画の４項目にワクチン等の新たな項目を加え、７項目に拡充。

2. 計画の概要

- （１）第１部 総論（新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針）

第１章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第１節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略（P1～2）

- ・ 現計画と同様に、「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。」、「住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」の２つを主たる目的とする。

第２節 栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過（P3）

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画が大幅に改定されたことを受け、市行動計画を改定。

第３節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方（P4～11）

- ・ 対策の基本的な考え方として、発生段階や状況に応じた柔軟な対応の必要性について記載するとともに、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオを想定。
- ・ 対応時期の考え方について、現計画では各対策項目毎に５期に分けて記載してたものを、「準備期」、「初動期」、「対応期」の３期に分けて記載し、準備期の取組を充実。

第４節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点（P12～13）

- ・ 現計画で定めている４項目に加え、新たに「ワクチン」、「保健」、「物資」の３項目を追加。
- ・ 国及び県との連携やDXの推進等、複数の対策項目に共通する横断的視点を新たに追加。

第５節 対策推進のための役割分担（P14～16）

- ・ 国、県及び市、医療機関、事業者、住民等の役割分担の明確化。

(2) 第2部 各論（新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組）

第1章 実施体制（P17～19）

準備期：新型インフルエンザ等の発生に備え、国・県等との連携の強化・平時からの情報共有
初動期：人員確保のための全庁的な体制構築／予算の確保
対応期：対策本部の設置／必要な財政措置

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（P20～22）

準備期：感染症に関する情報提供・共有／関係機関等との情報共有体制の整備／可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションのできる体制の整備
初動期：住民に対して必要な情報提供・共有等／コールセンター設置
対応期：県が行う健康観察への協力

第3章 まん延防止（P23～24）

準備期：住民への基本的な感染対策の普及啓発／学校・保育施設等における必要な物資の備蓄
初動期：業務継続計画に基づく対応の準備／学校・保育施設等における感染対策の開始
対応期：業務継続計画に基づく対応／対策本部の設置

第4章 ワクチン（P25～34）

準備期：ワクチン供給及び接種体制の構築／予防接種事務のデジタル化等のDXの推進
初動期：予防接種に関する情報提供／特定接種・住民接種のための調整・準備
対応期：ワクチンや必要資材の供給／特定接種・住民接種の実施／健康被害救済

第5章 保健（P35）

準備期：県が実施する健康観察への応援体制の検討／消防本部による患者等の搬送体制の整備
対応期：健康観察・生活支援の実施／関係機関と連携し、消防本部による患者等の搬送の実施

第6章 物資（P36）

準備期：対策に必要な物資の備蓄や救急隊員等の搬送従事者用の個人防護具の備蓄等の実施

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保（P37～39）

準備期：行政手続、支援金等の給付についてDXを推進した仕組みの整備／住民に対する備蓄の勧奨／要配慮者への生活支援等の準備
初動期：埋火葬の体制等の整備
対応期：心身への影響に対応する施策／生活支援を要する者、事業者への支援／教育及び学びの継続に関する支援／生活関連物資の価格安定に関する施策